
阪南市の給与・定員管理等について

平成 26 年度



大阪府 阪南市



はなてい

阪南市の人事行政の運営状況について公表します

阪南市における職員の給与や職員数、勤務条件などの人事行政の運営状況について、次のとおり公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

(人口は平成26年3月31日現在)

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費B	人件費率 B/A	(参考) 24年度人件費率
平成25年度	57,207 人	16,558,997 千円	206,708 千円	3,390,399 千円	20.5%	21.0%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

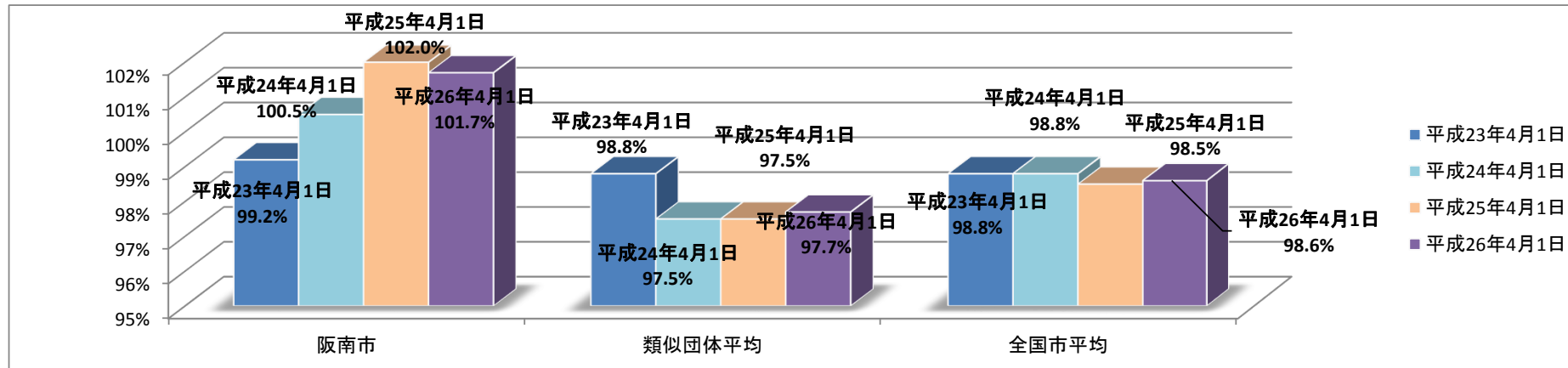
区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	336	1,431,908 千円	232,635 千円	532,079 千円	2,196,622 千円	6,538 千円	5,932 千円

*職員手当には退職手当は含みません。

*職員数は、平成25年4月1日現在の地方公務員給与実態調査の職員数です。

*給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



*ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

*類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

*平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による措置がないとした場合の値です。

*平成26年4月1日のラスパイレス指数は給与減額措置が終了したことにより、平成23年4月1日と比較して2.5ポイント上昇し、100%を超えることとなっています。
*今後は級別職員数の構造の見直し等により、給与体系の適正化に努めていきます。また、平成27年度からは管理職員の給与減額を実施しています。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされており、本市における取り組み状況は下記のとおりです。

① 給料表の見直し

実施済み	実施内容
	(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日 (内容) ・ 一般職の給料表については、国の総合的見直しを踏まえ平均2%の引下げを行いました。 ・ 経過措置については3年間(平成30年3月31日まで)行います。

② 地域手当の見直し

実施済み	実施内容		
	国基準：6%に対し本市においても6%に改正。段階的に引き上げることとし、平成27年度は4%を支給		
【参考】	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合 平成30年4月1日	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3%	6%	4%
阪南市の支給割合	〃	〃	〃

③ その他の見直し内容

<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成27年度から管理職特別勤務手当を国と同様に見直しを実施 ■ 平成27年度から管理職手当の見直しを実施

(5) 特記事項

<ul style="list-style-type: none"> ■ 平成27年度から給与総合的見直しに加えて、特別職及び管理職の給与減額を行っています。 減額率・・・特別職：5% 部長級：4% その他管理職員：2.5% 減額を実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
阪南市	44.0	344,655 円	407,459 円	382,935 円
大阪府	42.9	325,742 円	437,413 円	383,104 円
国	43.5	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	41.8	312,258 円	389,373 円	351,919 円

② 技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
阪南市	47.2	43 人	338,751 円	377,334 円	365,204 円	-	-	-	-
うち清掃職員	45.6	24 人	341,675 円	385,846 円	370,408 円	廃棄物処理業従業員	44.7	288,100 円	1.34
うち用務員	48.6	12 人	326,117 円	352,733 円	345,500 円	用務員	54.3	199,300 円	1.77
うち給食調理	50.0	6 人	345,200 円	376,072 円	373,189 円	調理士	41.2	269,100 円	1.40
うちその他	51.8	1 人	381,500 円	483,240 円	436,720 円	-	-	-	-
大阪府	50.8	679 人	314,793 円	399,410 円	368,321 円	-	-	-	-
国	50.1	3,119 人	287,992 円	- 円	326,611 円	-	-	-	-
類似団体	47.4	48 人	319,037 円	378,814 円	349,588 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C / D
阪南市	—	—	—
うち清掃職員	6,146,452 円	3,939,100 円	1.56
うち用務員	5,650,596 円	2,747,000 円	2.06
うち給食調理	6,047,293 円	3,545,600 円	1.71

*民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成23～25年の3ヵ年平均）

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致するものではありません。

*年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた計算値です。

③ 教育職（幼稚園含む）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
阪南市	39.8	323,110 円	361,697 円
大阪府	40.4	341,191 円	413,173 円
類似団体	40.5	309,635 円	335,356 円

注) ①「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

②「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（2） 職員の初任給の状況

（平成26年4月1日現在）

区分		阪南市	大阪府	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	149,800 円	149,000 円	- 円
	中学卒	- 円	137,400 円	- 円
教育職（幼稚園）	大学卒	181,700 円	199,700 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成26年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,850 円	361,391 円	404,830 円	437,800 円
	高校卒	234,000 円	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高校卒	該当者なし	該当者なし	336,200 円	377,500 円
	中学卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし	382,600 円
教育職(幼稚園)	大学卒	288,700 円	該当者なし	該当者なし	該当者なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

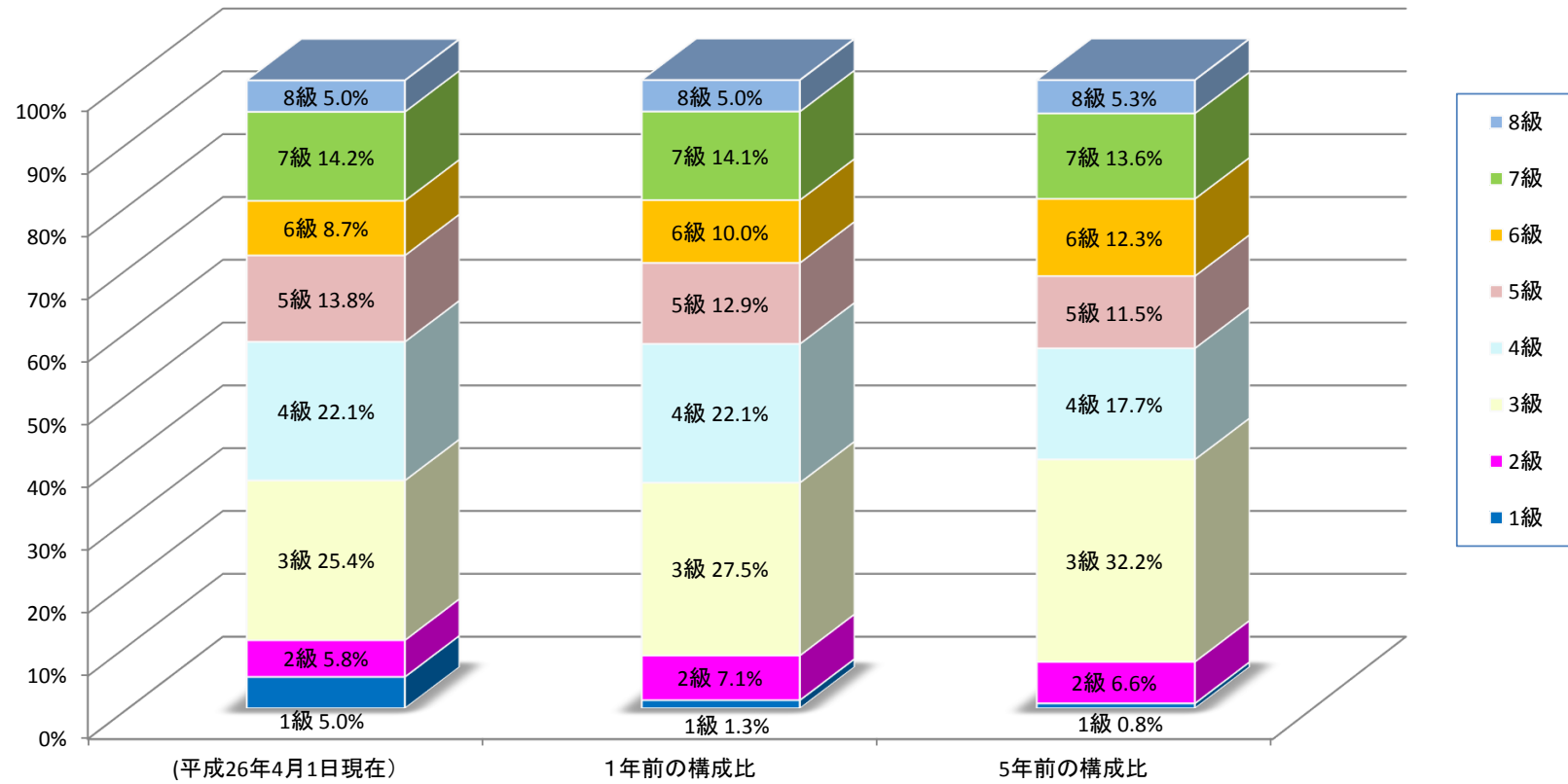
(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	12 人	5.0%	135,600 円	243,700 円
2級	主事	14 人	5.8%	185,800 円	307,800 円
3級	総括主事	61 人	25.4%	222,900 円	354,700 円
4級	総括主査・主査・主任	53 人	22.1%	261,900 円	388,300 円
5級	主幹	33 人	13.8%	289,200 円	400,600 円
6級	課長代理	21 人	8.7%	320,600 円	422,600 円
7級	副理事・課長	34 人	14.2%	366,200 円	456,200 円
8級	参与・部長・理事	12 人	5.0%	413,000 円	478,200 円
合計		240 人	100%		

* 阪南市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数(再任用職員除く)です。

* 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

一般行政職員の級別職員数等の状況



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- * 昇給日の前1年間に良好な成績で勤務した場合、4号昇給します。
- * 平成27年度から高齢層職員の昇給抑制制度として、55歳以上の職員については原則昇給停止となります。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (平成25年度普通会計決算)

阪南市		大阪府		国	
1人あたりの平均支給年額 1,415 千円		1人あたりの平均支給年額 1,589 千円		—	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20% ・管理職加算10～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20% ・管理職加算10～25%	

* ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)：病気休暇、欠勤等の日数が基準となる日数を超える場合を除いて一律に支給。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

阪 南 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人あたりの平均支給額	自己都合	6,584 千円			
	応募認定・定年	25,448 千円			

*退職手当の1人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (平成25年度普通会計決算)

支給実績		45,247 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額		120,338 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
阪南市全地域	3%	376人	3%
地域手当補正後のラスパイレス指数/ラスパイレス指数		101.7/101.7	

*地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 *補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出

(4) 特殊勤務手当 (平成25年度普通会計決算)

支給実績		3,572 千円	対象職員 44
支給職員1人あたり平均支給年額		81,182 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		11.7%	
		(平成26年4月1日現在)	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税徴収業務手当	市税徴収業務に毎日従事する職員	市税徴収業務	100円/日額
社会福祉業務手当	社会福祉主事	社会福祉業務	100円/日額
行旅死亡人収容作業手当	行旅死亡人の収容作業に従事する職員	行旅死亡人収容業務	2,000円/1件
火葬作業手当	火葬作業に従事する職員	火葬業務	1,000円/1回
緊急呼出手当	緊急時に呼び出しを受けた職員	緊急時(災害時)の業務	1000円/1回
収集業務手当	収集業務に従事する職員	ごみ収集業務	400円/日額
死獣収集手当	犬・猫等の死体収集に従事する職員	死獣収集業務	1,500円/1匹

(5) 時間外勤務手当 (平成25年度及び平成24年度普通会計決算)

	平成25年度	平成24年度
支給実績	49,861 千円	47,068 千円
職員1人あたり平均支給年額	193 千円	177 千円

*職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(決算年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 休日勤務手当 (平成25年度及び平成24年度普通会計決算)

	平成25年度	平成24年度
支給実績	3,093 千円	3,350 千円
職員1人あたり平均支給年額	12 千円	12 千円

(7) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度普通会計決算)	職員1人あたり 平均支給年額 (平成25年度普通会計決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は6,500円 配偶者のいない職員は扶養親族のうち1人は11,000円 扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同		43,912 千円	233,574 円
住居手当	≪賃貸居住者≫ (ア) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額-12,000円 (イ) 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 (ウ) 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円	同		13,958 千円	296,979 円
通勤手当	≪交通機関利用者≫ ・1箇月あたりの運賃相当額が55,000円を限度として全額支給 ≪自動車等交通用具使用者≫ ・片道2km以上5km未満 2,000 円 ・片道5km以上10km未満 4,100 円 ・片道10km以上15km未満 6,500 円 ・片道15km以上20km未満 8,900 円 ・片道20km以上25km未満 11,300 円 ・片道25km以上30km未満 13,700 円 ・片道30km以上35km未満 16,100 円 ・片道35km以上40km未満 18,500 円 ・片道40km以上45km未満 20,900 円 ・片道45km以上50km未満 21,800 円 ・片道50km以上55km未満 22,700 円 ・片道55km以上60km未満 23,600 円 ・片道60km以上 24,500 円	同	通勤距離に応じた額を支給	23,424 千円	89,405 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長相当職 60,000 円 副理事相当職 50,000 円 課長相当職 40,000 円 課長代理相当職 30,000 円 			37,432 千円	479,897 円

*平成24年1月1日から55歳以上の管理職員は左の額より1.5%カット実施しています。

5 特別職の報酬等の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給 料	市長	850,000 円	926,300円/730,000円	
	*H27～	807,500 円		
	副市長	720,000 円	764,800円/648,000円	
	*H27～	684,000 円		
報 酬	議長	530,000 円	621,000円/400,000円	
	副議長	480,000 円	571,500円/350,000円	
	議員	460,000 円	540,000円/320,000円	
期 末 手 当	市長	4.05月分 (平成26年度支給割合)		
	副市長			
	議長	4.1月分 (平成26年度支給割合)		
	副議長			
	議員			
退 職 手 当		(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市長	給料月額×45/100×在職月数	18,360,000 円	任期ごと
	副市長	給料月額×25/100×在職月数	8,640,000 円	任期ごと
	備考			

*平成27年4月から、市長・副市長は5%の給与減額を実施しています。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(平成26年4月1日現在)

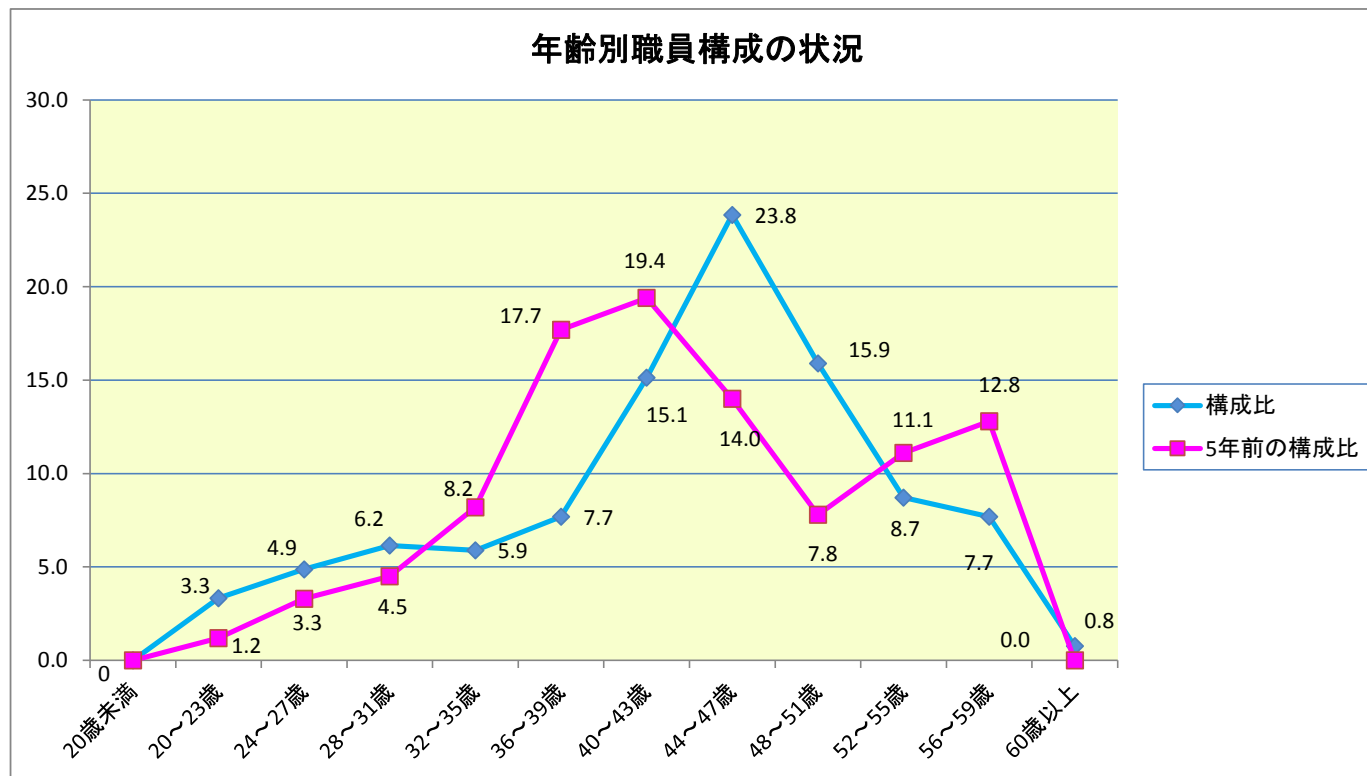
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	※類似団体の人口1万人当たりの職員数
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政	議会	5	5	0	
		総務	66	69	▲ 3	総務一般の事務の見直し
		税務	22	21	1	税務一般の事務の見直し
		民生	88	82	6	民生一般の事務の見直し
		衛生	47	47	0	
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	5	5	0	
		土木	25	26	▲ 1	土木一般の見直し
	小計	264	261	3	人口1万人あたりの職員数 46.15 人	※類似団体の人口1万人当たりの職員数 50.63 人
教育部門	73	76	▲ 3	社会教育施設の退職不補充		
小計	337	337	0	人口1万人あたりの職員数 58.91 人	※類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.12 人	
公営企業等会計	水道	15	15	0		
	下水道	9	9	0		
	その他	30	29	1	介護保険事務体制の見直し	
	小計	54	53	1	人口1万人あたりの職員数 9.44 人	
合計	391	390	1	人口1万人あたりの職員数 68.35 人		
		[448]	[449]	[▲ 1]		

*職員数は一般職に属する職員数であり、派遣職員、臨時・非常勤職員を除きます。

*〔 〕内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況

(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	13	19	24	23	30	59	93	62	34	30	3	390
構成比(%)	0	3.3	4.9	6.2	5.9	7.7	15.1	23.8	15.9	8.7	7.7	0.8	100

【参考】5年前の構成比

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	3	8	11	20	43	47	34	19	27	31	0	243
構成比(%)	0	1.2	3.3	4.5	8.2	17.7	19.4	14.0	7.8	11.1	12.8	0.0	100

*一般行政職の構成です。

(3) 職員数の推移

単位：人

部門別 \ 年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	過去5年間の 増減数(率)	
一般行政	260	260	281	270	261	264	4	1.5%
教 育	86	85	82	78	76	73	▲ 13	▲15.1%
普通会計計	346	345	363	348	337	337	▲ 9	▲2.6%
公営企業等会計計	119	122	57	57	53	54	▲ 65	▲54.6%
総合計	465	467	420	405	390	391	▲ 74	▲15.9%

*各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員の給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
平成25年度	1,121,399 千円	86,350 千円	107,193 千円	9.6 %

*資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成25年度	17	70,884 千円	9,567 千円	26,742 千円	107,193 千円	6,305 千円	6,123 千円

*職員手当には退職給付金は含みません。

*職員数は、平成25年3月31日現在の人数

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成26年4月1日)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
阪 南 市	48.5	347,471 円	525,456 円
団 体 平 均	44.0	344,655 円	544,797 円
事 業 者	45.0		509,358 円

*平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当 (平成25年度)

阪南市		一般行政職・団体平均	
1人あたりの平均支給年額 1,573 千円		1人あたりの平均支給年額 1,415 千円	
平成25年度支給割合		平成25年度支給割合	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60月分	1.35月分	2.60月分	1.35月分
(1.45月分)	(0.65月分)	(1.45月分)	(0.65月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算：5～20%	

* ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

阪 南 市			阪南市 (一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
1人あたりの平均支給額	自己都合	- 千円	1人あたりの平均支給額	自己都合	6,584 千円
	応募認定・定年	- 千円		応募認定・定年	25,448 千円

*退職手当の1人あたりの平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		2,272 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額		133,647 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
阪南市全地域	3%	17人	3%

(4) 特殊勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		11 千円	
支給職員1人あたり平均支給年額		3,667 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.6%	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
緊急呼出手当	緊急時に呼び出しを受けた職員	緊急時(災害時)の業務	1000円/1回

(5) 時間外勤務手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績 (平成25年度決算)		869 千円	
職員1人あたり平均支給年額		62,071 円	

*時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

*職員1人あたり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(決算年度)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(7) その他の手当

(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	職員1人あたり平均支給年額 (平成25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族は6,500円 配偶者のいない職員は扶養親族のうち1人は11,000円 扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同		2,898 千円	362,250 円
住居手当	≪賃貸居住者≫ (ア) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃額-12,000円 (イ) 月額23,000円を超え、55,000円未満の家賃を支払っている職員 (家賃額-23,000円) × 1/2 + 11,000円 (ウ) 月額55,000円以上の家賃を支払っている職員 27,000円	同		972 千円	324,000 円
通勤手当	≪交通機関利用者≫ ・1箇月あたりの運賃相当額が55,000円を限度として全額支給 ≪自動車等交通用具使用者≫ ・片道2km以上5km未満 2,000 円 ・片道5km以上10km未満 4,100 円 ・片道10km以上15km未満 6,500 円 ・片道15km以上20km未満 8,900 円 ・片道20km以上25km未満 11,300 円 ・片道25km以上30km未満 13,700 円 ・片道30km以上35km未満 16,100 円 ・片道35km以上40km未満 18,500 円 ・片道40km以上45km未満 20,900 円 ・片道45km以上50km未満 21,800 円 ・片道50km以上55km未満 22,700 円 ・片道55km以上60km未満 23,600 円 ・片道60km以上 24,500 円	同	通勤距離に応じた額を支給	385 千円	22,647 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 部長相当職 60,000 円 副理事相当職 50,000 円 課長相当職 40,000 円 課長代理相当職 30,000 円 			2,160 千円	540,000 円

*平成24年1月1日から55歳以上の管理職員は左の額より1.5%カット実施しています。

8 勤務時間・勤務条件の状況

1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分
休日	週休日（土曜・日曜）・祝日・年末年始
休暇	年次有給休暇・病気休暇・特別休暇（忌引・リフレッシュ休暇・夏季休暇・結婚休暇・出産休暇・ボランティア休暇・看護休暇等）・介護休暇

9 分限処分及び懲戒処分の状況（平成25年度）

◆分限処分

区分	降任	免職	休職	降給
阪南市	0	0	6	0

◆懲戒処分

区分	免職	停職	減給	戒告
阪南市	1	0	0	0

◆サービスの状況

地方公務員法及び阪南市条例に基づき、義務規定・禁止規定の遵守。

10 主な研修の状況 (平成25年度)

受講者数	
階層別研修 11 講座	329 人
特別研修 12 講座	855 人
派遣研修等 19 講座	128 人
延べ受講者数	1,312 人

11 福祉及び利益の保護の状況 (平成25年度)

厚生福利制度	厚生制度	阪南市職員厚生会 職員健康診断
	共済制度	退職共済年金・障害共済年金・障害一時金・遺族共済年金給付事業・貸付事業・健康保険・出産育児一時金・疾病予防の実施
公務災害補償		職員が公務により死亡・負傷、または、疾病にかかった場合の補償(療養補償・休業補償・障害補償・遺族補償等)

12 公平委員会の業務状況 (平成25年度)

内容	勤務条件に関する措置の要求	不利益処分に関する不服申し立て
新規	0 件	0 件
前年度からの継続	0 件	0 件
終了	0 件	0 件

*勤務条件に関する措置の要求・・・職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる制度のこと。

*不利益処分に関する不服申し立て・・・懲戒処分などの処分を受けた職員は、公平委員会に対し行政不服審査法による不服申し立て(審査請求又は異議申立て)ができる制度のこと。